

# 空の鳥保育園 重要事項説明書

<令和4年4月1日現>

## 1：事業者

事業者の名称	社会福祉法人 ナオミの会
代表氏名	菊田 桂子
法人の住所地	東京都世田谷区等々力四丁目 13 番 10 号
法人電話番号	03-3701-0928
定款の目的に合わせた事業	母子支援施設の経営、保育所の経営、一時預かり事業の経営

## 2：事業の目的

事業の目的	福祉事業を通して地域に貢献する
運営方針	「互いに愛し合いなさい」「一番小さなもののために尽くしなさい。」キリスト教の教えを基本とし、子ども達の育ちに十分配慮し生きる力を育てていく。

## 3：保育所の概要

名称	空の鳥保育園
所在地	東京都世田谷区野毛一丁目 19 番 13 号
認可又は認証年月日	2019 年 4 月
電話番号	03(6809)8567
施設長氏名	上野 由紀
入所定員(年齢別)	【0 歳児 9 名】【1 歳児 18 名】【2 歳児 18 名】 【3 歳児 18 名】【4 歳児 18 名】【5 歳児 18 名】
職員数	44 名
取り扱う保育事業の種類	ひろば事業、障害児保育、一時保育
自己評価の概要	年度初めに業務の目標をたて、年度の半ばで一度考察、年度末に自己の評価を提出、総合的な面接を行う。
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を 3 年に 1 度受け、その結果を公開しています。
職員への研修の実施状況	30 年度の研修状況
嘱託医	興石薫

※自己評価及び第三者評価の評価結果については事務室内に備えてありますので、いつでもご覧ください。

## 4：入所及び退所

### (入所)

入所は、児童福祉法第 24 条及び同法施行規則 23 条の規定に区市町村より選考を受けた者であること。

ただし定員又は職員配置に余裕がある場合には、園長は私的契約児童を入園させることができる。

(1) 選考及び申し込みにかんする事柄は、区市町村の保育実施要綱またはそれに類する条例・条項に基づき行わ

れることとする。(一時利用保育児童についても同じとする)

(2) 一時保育利用児童は園に直接申し込みを行い決定するものとする。

#### (退所)

次に該当したときは退所させることができる。

(1) 児童福祉法第 24 条及び同法施行規則第 24 条による保育の実施の理由が解消したとき。

(2) 私的契約児で理由なく保育料を 1 ヶ月以上滞納したとき。

(3) その他区市町村と協議のうえ適当と認められたとき。

#### 5：費用

(1) 保育料は保育の実施を受けた児童について区市町村の定めた額とする。0 歳・1 歳・2 歳

(2) 延長保育料は、区市町村の実施している金額と同額とする。ITC コドモンで徴収します。

(3) ただし、私的契約時については保育の実施単価及び市区町村の委託費、補助金額を基準として別に定める。

(4) その他実費弁償等の徴収金は、その内容により園が定めた額とする。

(5) 保育料無償化に伴い、区市町村が定めた 3 歳・4 歳・5 歳の対象家庭より副食費 ¥4,500 を ITC コドモンで徴収する。

(6) 副食費と延長保育料の徴収方法は、前月分を翌月徴収とします。

※5 歳の 3 月分の徴収は 3 月に 2 月・3 月の 2 か月分を徴収します。

#### 6：開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7 時 15 分から 18 時 15 分まで
うち延長保育時間	18 時 15 分から 20 時 15 分
休所日	日曜日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)

#### 7：施設の概要

敷地	敷地 総面積 1,000.04 m <sup>2</sup>
建物	鉄骨耐火造 二階建て 建築面積 792.18 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室・ほふく室 2 室 107.13 m <sup>2</sup> 保育室・遊戯室 11 室 213.95 m <sup>2</sup> 調理室 1 室 36.81 m <sup>2</sup> 医務室 1 室 4.86 m <sup>2</sup> 便所 9 室 調乳室 1 室 木浴室 1 室 事務室 1 室 29.89 m <sup>2</sup> 保育士室 1 室 26.01 m <sup>2</sup>
設備の種類	プール、冷暖房、加湿器、哺乳瓶消毒庫、床暖房
安全保障	避難口 3 か所
その他	屋外遊技場 208.86 m <sup>2</sup> 屋上 153.61 m <sup>2</sup>

#### 8：職員体制

	常勤	常勤者資格者	非常勤	非常勤の資格	備考
園長	1 人	保育士 1 人			

主任保育士	2人	保育士2人			
保育士	21人	保育士15人	6人	有	一時保育
保育補助	12人		12人		
栄養士	1人	栄養士1人			
調理員	3人	調理員2人	1人		
事務員	1人				
看護師	1人	看護師1人			
嘱託医	1人		1人		
用務員	1人		1人		

職員は次の職務を担当する

園長は空の鳥保育園を代表して事業について理事長に諮り、園の業務を指揮統括して理事会に報告する。

園長に事故があった時は、あらかじめ理事長が任命した職員が園長の職務を代行する。

主任保育士は園長を補佐し、保育内容及び保育計画について保育士を指導監督し統括する。

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡、保護者支援等の業務を行う。

保育補助は保育業務の補佐を行う。

栄養士は給食の献立及び給食業務を統括し日々の保育の中で食育を積極的に進める。

調理員は給食業務に従事する。

事務員は園長を補佐し出納、予算決算等会計事務全般、労務事務、職員の給与、出勤簿、文書等の整理などに従事する。

看護師は0歳児の健康状態を観察し、健康管理の業務を行うほか、積極的に保育にも関わっていく。その他全園児及び職員の健康管理などの指導に従事する。

嘱託医は園児の健康に従事する。

用務は、園内の衛生を保ち、施設の衛生美化に従事する。

## 9：保育目標

組・グループ	保育目標
0歳児(9名)	よく食べ、よく眠り、楽しく遊ぼう。大人の安定した関係の中で生活し依存的要求が満たされるように。
1歳児(18名)	良く食べ、よく眠り、自分の感情を豊かに出し、一人遊びが豊かにできる子ども。
2歳児(18名)	心地よい生活をし、のびのび遊び基本的生活習慣の自立を目指そう、探索活動を楽しもう。
3歳児(18名)	集団の楽しさ、あそびを通して十分に体験し、自己中心性からの脱皮を図ろう。
4歳児(18名)	自己主張しながらも思い通りにはならない葛藤を乗り越えていく。ルールにこだわりながらも集団遊びが楽しい子どもたちに。
5歳児(18名)	物事を話し合っ決めていく生活の中で、自分の意見を述べつつ友だちの意見も聞き入れながら仲間にとって良い方向が探れるように。自分の困難や仲間が困ったときに手助けや支え合いが出来る子どもたち。

## 10：年間行事

別紙 入園のしおりをご覧ください。

11：毎日の保育の流れ・・・入園のしおり「ほいくえんのいちにち」参照

時間		朝	～	昼	～	夕方
組 ・ グ ル ー プ	0歳児(ひよこ)	遊び・睡眠	2回食	離乳食	散歩	3回食1歳児食 お昼寝 おやつ 散歩 室内遊び
	1歳児(ぺんぎん)	室内遊び	主活動	食事	お昼寝	おやつ 散歩 室内遊び
	2歳児(あひる)	室内遊び	主活動	食事	お昼寝	おやつ 散歩 室内遊び
	3歳児(すずめ)	室内等遊び	主活動	食事	お昼寝	おやつ 遊び 幼児合同
	4歳児(つばめ)	室内等遊び	主活動	食事	お昼寝	おやつ 遊び 幼児合同
	5歳児(はくちょう)	室内等遊び	主活動	食事	お昼寝	おやつ 遊び 幼児合同

(2)お散歩のコース

屋外遊戯室場以外に、近隣にある野毛公園、等々力溪谷、権蔵橋公園、二子玉川公園などにお散歩に行きます

12：昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、月末日頃に翌月の献立表を配信します。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなど食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。ご相談の上除去や代替等の対応の対応をとります。 (要指示書、診断書) (例)卵牛乳等
衛生管理等	全職員の検便(月1回)

13：入園時に必要な物

- (1) 住居を確認するもの。
- (2) 保護者の連絡先を明確にするもの。
- (3) 児童の体調を確認するもの。(病歴、予防接種やアレルギー等)
- (4) 児童の嗜好や生活習慣をしるもの。

14：保護者の方が用意するもの

- (1) 別紙 園のしおりをご確認ください。

15：保護者会について

年間予定表に期日を記載(年3回)。子どもの成長の姿、年齢ごとの発達課題、保育の取り組みを話し合う。

保護者との意見交流の場も設定する。

年長は小学校の現役の先生を空の鳥保育園へお招きして学校との接続、小学校に入る前に身につけておいた方がよいこと(生活習慣・コミュニケーション等)学校の様子からお話してもらう。

16：「保育交流会」について

保護者と保育士が一堂に会し、保育、環境、給食、行事など子ども達の豊かな生活のためにテーマを持ち寄って話し合う機会を企画したいと思います。

17：健康診断について

(1) 健康診断〔年間行事にあるとおり〕

0歳児(ひよこ)	毎月2回、嘱託医が健診をします。
1歳児以上	6月、11月内科健診 歯科検診 耳鼻科健診 3・4・5歳児視力検査(看護師による)

(2) 身体測定

全園児	毎月1回身長・体重の測定を行います。
-----	--------------------

※その他、お子さんの日頃の様子でご心配なことがありましたらクラス、又は事務所までご相談ください。

18：保育所のご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合又は登所時間が送れる場合	当日に欠席する場合又は登所が遅くなる場合はその日の登所予定時間までにご連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが予定より遅れる場合は速やかにご連絡をお願いいたします。
毎朝の体温等の確認	登所前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	感染症にかかった場合は別紙(しおり)をご確認の上登所してください。
発熱がある場合	熱が37.5度以上ある場合は、当初を控えてください。
投薬について	医療行為にあたる為原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことが出来ます。必要がある場合は個別にご相談させていただきます看護師が対応します。
随時、園長保育が必要な場合	延長保育定期利用を園に申し込みください。1歳の誕生日からご利用できます。※延長保育のスポット利用は原則として週三日までです。また、人数に制限があります。(乳児枠5名まで)

19：賠償責任保険の加入

『災害共済給付制度』の内容がしおりに記載されていますのでご確認ください。

日動火災『保育の保険』加入

20：緊急時の対応方法

(1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先(父か母)へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	氏名 興石 薫
	所在地 東京都世田谷区駒沢 3-1-14-1 かおり子どもクリニック 電話 03-5431-5656
救急隊	管轄消防署名 玉川消防署
	所在地 世田谷区中町 3-1-19 電話 03-3705-0119
警察署	管轄警察署名 玉川警察署
	所在地 世田谷区中町 2-9-22 電話 03-3705-0110

21：非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出所	玉川消防署 平成 31 年 2 月 26 日届出 防災管理者 氏名 上野 由紀
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月 1 回)を実施します。
防災設備	自動火災報知機・煙感知器・誘導灯
避難場所	第一避難場所 空の鳥保育園園庭                      第二避難場所 野毛公園

22：虐待の防止について・・・職員は以下の行為を行ってはならない・・・

- (1) 殴る、蹴る、体罰等入所児の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び休憩時間を与えず長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れていく行為。
- (5) 食事を与えないまたは無理に食べさせること。
- (6) 入所時の年齢及び健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 本園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的嫌がらせをすること。
- (10) 当該入所児を無視すること。

23：保育内容に関する相談・苦情

(1) 空の鳥保育園 相談・苦情担当

苦情解決責任者	申し出人との話し合い、サービス内容の改善・向上に取り組む(園長)
苦情受付担当者	受付、苦情解決責任者及び第三者に報告、経過等の記入(主任保育士)
第三者委員	社会性、客観性、中立・公正を確保するために複数の人が配置された無償のボランティアです。第三者委員は次の三名です。 前田 美知子(等々力地区民生委員、児童委員) TEL：03-3701-8971 荒瀬 牧彦 (牧師) TEL：080-6636-1960 飯塚 知行 (弁護士) TEL：03-5357-1212
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

世田谷区保育担当部保育課	
所在地 世田谷区世田谷 4-21-27	電話 03-5432-2320